

公募占用計画の履行状況の検証について

論点

- 再エネ海域利用法の施行後、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（促進区域）の公募において、2021年6月に「長崎県五島市沖」（浮体式）、また、同年12月に「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」（いずれも着床式）の発電事業者を選定した。
- 経済産業省及び国土交通省は今後、選定事業者が公募占用計画に基づいて、発電事業の確実な実施（工程遵守、風車設置工事の品質確保（協力企業へのしわ寄せ防止を含む）等）とともに、地域との協調・共生策が適切に講じていることを確認する必要がある。



対応

- 選定事業者より公募占用計画の履行状況について定期的に報告を受けた上で、公募占用計画の履行状況の妥当性について、別途設置する有識者会議において検証する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律【抄】

（報告の徴収等）

第二十五条（略）

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3・4（略）